



第5章

子ども・子育て支援法にかかる 事業計画（第2期）

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第2期）

1 子ども・子育て支援新制度について

（1）制度のポイント

2012（平成24）年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」ができました。2015（平成27）年4月からスタートした、この法律と関連する法律に基づく、子育て支援の仕組みでは、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指してきました。制度のポイントとしては、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設し財政的支援を一本化してきました。

また、認定こども園制度を改善し、「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化しました。すべての家庭を対象に地域の実情に応じた子育て支援（「地域子ども・子育て支援事業」）を充実します。

2019（令和元）年5月には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。





（2）制度の利用の流れ

子ども・子育て支援制度では、「3つの認定区分」に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まります。施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

■3つの認定区分：認定は、以下の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上（3～5歳児）</u> で、幼稚園等での教育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	幼稚園 認定こども園
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上（3～5歳児）</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	保育所 認定こども園
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満（0～2歳児）</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	保育所 認定こども園 地域型保育

■認定基準：保育の必要性の認定にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイムや夜間の就労など、基本的に全ての就労。
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして国東市が定める事由。
区 分	①保育標準時間 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり11時間までの利用に対応するもの。 (現行の11時間の開所時間に相当)
	②保育短時間 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり8時間までの利用に対応するもの。 (市では、保育の認定をするための保護者の就労時間を48時間／月と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等。

（3）施設型給付・地域型保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

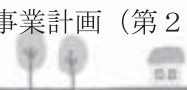
■施設型給付

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

■地域型保育給付

本制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます





（４）地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、各市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、地域の課題解決のために必要なサービスを提供していきます。

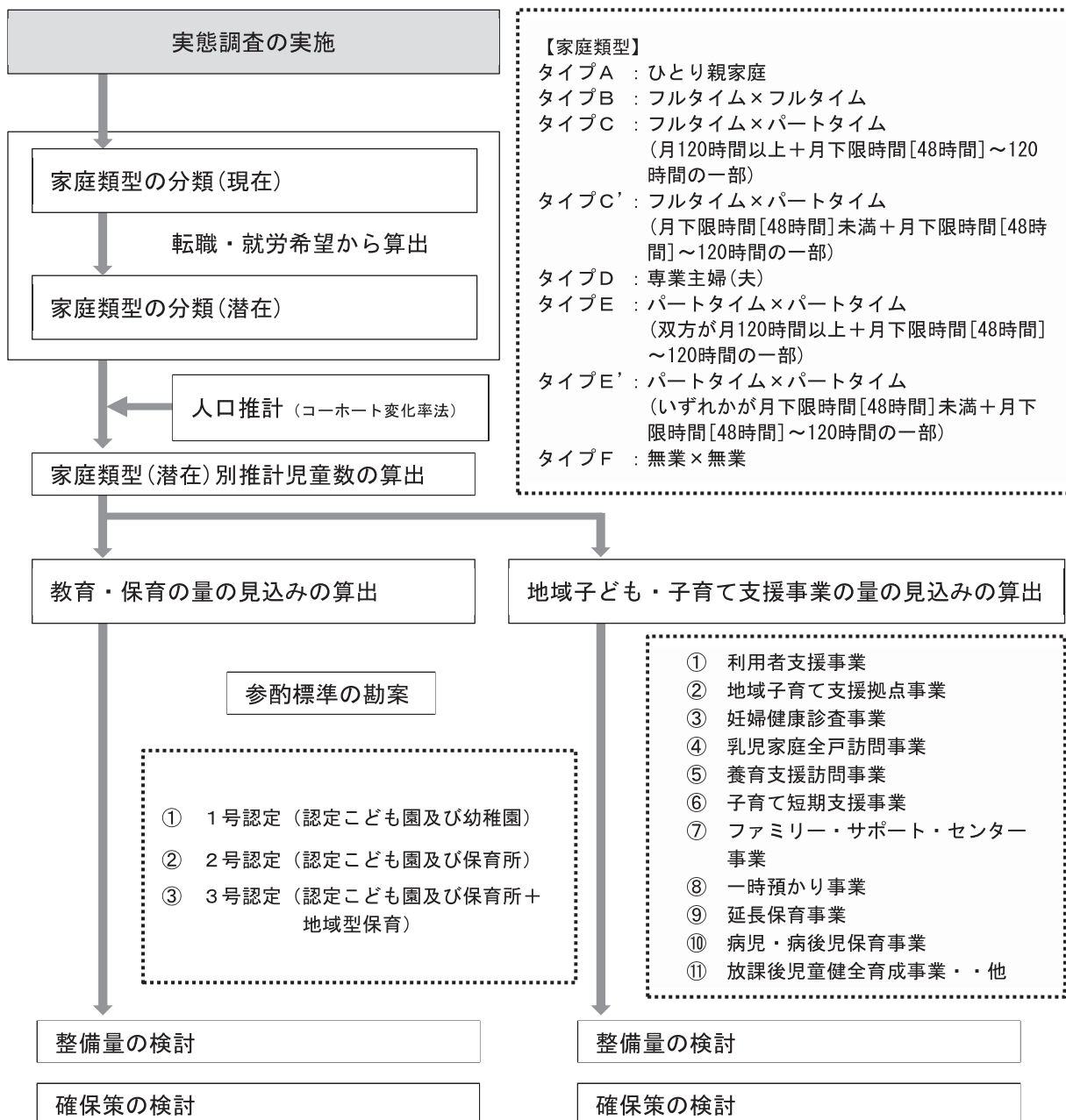
■子ども・子育て支援制度の全体像

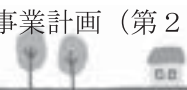
子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
◎施設型給付 【認定こども園・幼稚園・認可保育所】 上記の教育・保育施設を利用する1号から3号認定子どもに対する給付	① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査事業 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤ 養育支援訪問事業 ⑥ 子育て短期支援事業
◎地域型保育給付 【小規模保育・家庭的保育】 【居宅訪問型保育・事業所内保育】 上記の地域型保育事業利用する子どもへの給付	⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 延長保育事業 ⑩ 病児・病後児保育事業 ⑪ 放課後児童健全育成事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（5）各種事業におけるニーズ量の推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2019（平成31）年1月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら一部補正を行い、算出しました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー図





（6）量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」については、推計児童数に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計が必要となります。

（ア）推計方法

近い過去に特殊な人口変動（土地区画整理事業や大規模な災害等）はなく、計画期間である2020（令和2）年～2025（令和6）年度においても、現時点では特殊な人口変動が起きるとは考えられないため、前回の第1期計画でも、採用した方法「コーホート変化率法」を採用しました。

今回の人口推計にあたっては、2019（令和元）年9月末現在の住民基本台帳人口により各区域（国見、国東、武蔵、安岐）の構成比率を算出し、推計児童数にあてはめ、各区域の児童数を推計しました。

（イ）算出した構成比率

（単位：人）

年齢区分	国見	国東	武蔵	安岐
0歳	16	38	20	43
1歳	6	38	27	48
2歳	10	55	29	58
3歳	16	43	43	61
4歳	17	48	31	57
5歳	13	53	35	51
（0～5歳計）	78	275	185	318
構成比	9.1%	32.1%	21.6%	37.2%

資料：戸籍係（2019年9月現在）

■コーホート変化率法によって算出された「国東市全体」の児童推計

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	0～2歳合計	3歳児	4歳児	5歳児	3～5歳合計
推計人口								
2020年	103人	136人	142人	381人	129人	122人	172人	423人
2021年	97人	132人	137人	366人	122人	115人	166人	403人
2022年	96人	131人	135人	362人	120人	112人	158人	390人
2023年	94人	129人	133人	356人	117人	110人	149人	376人
2024年	92人	127人	131人	350人	115人	108人	141人	364人
2025年	90人	125人	129人	344人	112人	106人	133人	351人
2026年	88人	123人	125人	336人	109人	102人	128人	339人
2027年	84人	119人	122人	325人	105人	99人	126人	330人

児童年齢	6歳児（小1）	7歳児（小2）	8歳児（小3）	6～8歳合計	9歳児（小4）	10歳児（小5）	11歳児（小6）	9～11歳合計
推計人口								
2020年	185人	150人	162人	497人	199人	177人	164人	540人
2021年	176人	141人	154人	471人	192人	171人	158人	521人
2022年	167人	131人	144人	442人	182人	165人	153人	500人
2023年	158人	121人	134人	413人	173人	159人	147人	479人
2024年	149人	112人	125人	386人	164人	154人	142人	460人
2025年	138人	102人	115人	355人	155人	148人	136人	439人
2026年	133人	96人	108人	337人	149人	141人	129人	419人
2027年	131人	94人	106人	331人	147人	132人	121人	400人

2 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市においては、前回（第1期）計画と同様に教育・保育に関する区域設定は、中学校区の4区単位（国見、国東、武蔵、安岐）とします。

■ 教育・保育提供区域

	事業名	実施区域
教育・保育	教育施設（幼稚園・認定こども園）	4区域 (国見、国東、武蔵、安岐)
	保育施設（保育所・認定こども園）	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	国東市全域
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 妊婦健康診査事業	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧ 一時預かり事業（幼稚園型以外・幼稚園型）	
	⑨ 延長保育事業	
	⑩ 病児・病後児保育事業	
	⑪ 放課後児童健全育成事業	
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	



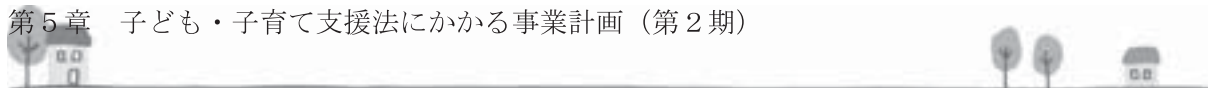
3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策

（1）幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

前計画と同様に、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけのニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の数値目標として、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年における数値を区域ごとに定めます。

また、出生後6か月より入園可能としているため、0歳児は出生予定数の半数を計上しています。2020（令和2）年～2024（令和6）年までの入所見込み数は前年度より1割ずつ減少した数を計上しています。





【国見区域】

（単位：人）

施設	認定区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
幼稚園等利用	1号(3～5歳)	5	5	4	4	4
	2号(3～5歳、幼稚園利用希望強い)					
	小計	5	5	4	4	4
保育所等利用	2号(3～5歳、保育所等)	33	32	31	30	29
	3号(0歳)	4	4	4	4	4
	3号(1・2歳)	25	24	24	24	23
	小計	62	60	64	58	56

○保育所/幼稚園の定員（予定）

幼稚園：定員数	—	—	3歳児	4・5歳児	合計	定員
竹田津幼稚園			—	70	70	70
熊毛幼稚園			—	70	70	70
国見中央幼稚園			—	35	35	35
合計				175	175	175

保育所：定員数	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計	定員
竹田津保育所	3	8	6	13	30	30
熊毛保育所	2	6	7	15	30	30
伊美保育園	3	13	6	8	30	30
合計	8	27	19	36	90	90

1号認定	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	5	5	4	4	4
②確保方策 幼稚園・認定こども園	175	175	175	175	175
②－①	170	170	171	171	171

2号認定	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	33	32	31	30	29
②確保方策 保育園・認定こども園	55	55	55	55	55
②－①	22	23	24	25	26

3号認定	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	(0歳)	4	4	4	4
	(1・2歳)	25	24	24	23
②確保方策 保育園・認定こども園	(0歳)	8	8	8	8
	(1・2歳)	27	27	27	27
②－①	(0歳)	4	4	4	4
	(1・2歳)	2	3	3	4



【国東区域】

（単位：人）

施設	認定区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
幼稚園等利用	1号(3～5歳)	43	39	35	31	27
	2号(3～5歳、幼稚園利用希望強い)					
	小計	43	39	35	31	27
保育所等利用	2号(3～5歳、保育所等)	94	90	91	90	90
	3号(0歳)	16	15	15	15	15
	3号(1・2歳)	89	86	85	84	83
	小計	199	191	191	189	188

○保育所/幼稚園の定員（予定）

幼稚園：定員数	—	—	3歳児	4・5歳児	合計	定員
富来幼稚園			35	70	105	105
旭日幼稚園			—	—	—	—
富来こども園			3	7	10	10
国東こども園			5	10	15	15
南部こども園			5	10	15	15
合計			48	97	145	145

保育所：定員数	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計	定員
レソッ 保育所	6	11	17	26	60	60
来浦保育園	—	—	—	—	—	—
富来こども園	6	14	7	13	40	40
国東こども園	5	25	10	20	60	60
南部こども園	10	30	12	28	80	80
合計	27	80	46	87	240	240

1号認定	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	43	39	35	31	27
②確保方策 幼稚園・認定こども園	145	145	145	145	145
②－①	102	106	110	114	118

2号認定	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	94	90	91	90	90
②確保方策 保育園・認定こども園	133	133	133	133	133
②－①	39	43	42	43	43

3号認定	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	(0歳)	16	15	15	15
	(1・2歳)	89	86	85	83
②確保方策	(0歳)	27	27	27	27
	(1・2歳)	80	80	80	80
②－①	(0歳)	11	12	12	12
	(1・2歳)	△ 9	△ 6	△ 5	△ 3

【武蔵区域】

（単位：人）

施設	認定区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
幼稚園等利用	1号(3～5歳)	31	28	25	22	19
	2号(3～5歳、幼稚園利用希望強い)					
	小計	31	28	25	22	19
保育所等利用	2号(3～5歳、保育所等)	60	59	59	59	60
	3号(0歳)	11	10	10	10	10
	3号(1・2歳)	61	58	57	57	56
	小計	132	127	126	126	126

○保育所/幼稚園の定員（予定）

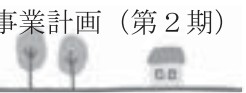
幼稚園：定員数	—	—	3歳児	4・5歳児	合計	定員
むさしこども園			11	14	25	25

保育所：定員数	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計	定員
武蔵保育所	6	14	8	17	45	45
むさしこども園	9	36	20	40	105	105
合計	15	50	28	57	150	150

1号認定	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	31	28	25	22	19
②確保方策 幼稚園・認定こども園	25	25	25	25	25
②－①	△ 6	△ 3	0	3	6

2号認定	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	60	59	59	59	60
②確保方策 保育園・認定こども園	85	85	85	85	85
②－①	25	26	26	26	25

3号認定	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	(0歳)	11	10	10	10
	(1・2歳)	61	58	57	56
②確保方策 保育園・認定こども園	(0歳)	15	15	15	15
	(1・2歳)	50	50	50	50
②－①	(0歳)	4	5	5	5
	(1・2歳)	△ 11	△ 8	△ 7	△ 6



【安岐区域】

（単位：人）

施設	認定区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
幼稚園等利用	1号(3～5歳)	37	34	31	28	25
	2号(3～5歳、幼稚園利用希望強い)					
	小計	37	34	31	28	25
保育所等利用	2号(3～5歳、保育所等)	120	116	114	112	110
	3号(0歳)	19	18	18	17	17
	3号(1・2歳)	103	101	99	97	96
	小計	242	235	231	226	223

○保育所/幼稚園の定員

幼稚園：定員数	—	—	3歳児	4・5歳児	合計	定員
安岐幼稚園			35	70	105	105
安岐中央幼稚園			35	70	105	105
安岐中央こども園			5	10	15	15
合計			75	150	225	225

保育所：定員数	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計	定員
安岐保育所	16	40	20	44	120	120
安岐中央こども園	9	36	18	37	100	100
すこやかクラブ鈴鳴荘	6	14	—	—	20	20
合計	31	90	38	81	240	240

1号認定	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	37	34	31	28	25
②確保方策 幼稚園・認定こども園	225	225	225	225	225
②－①	188	191	194	197	200

2号認定	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	120	116	114	112	110
②確保方策 保育園・認定こども園	119	119	119	119	119
②－①	△ 1	3	5	7	9

3号認定		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	(0歳)	19	18	18	17	17
	(1・2歳)	103	101	99	97	96
②確保方策 保育園・認定こども園	(0歳)	31	31	31	31	31
	(1・2歳)	90	90	90	90	90
②－①	(0歳)	12	13	13	14	14
	(1・2歳)	△ 13	△ 11	△ 9	△ 7	△ 6

（2）保育利用率の設定

満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内における目標値を設定します。

■ 満3歳未満の保育利用率

<3歳未満児>	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童見込数	381	366	362	356	350
利用定員数	328	328	328	328	328
保育利用率	86%	90%	91%	92%	94%

子ども・子育て支援法に基づく基本指針【抄】

（一）各年度における教育・保育の量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定すること。その際、満3歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満3歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する必要がある点に留意が必要である。保育利用率の設定においては、市町村は、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内の各年度における目標を設定すること。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、計画期間における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の「量の見込み」と「確保方策」を現在の利用状況に利用希望、児童数の推移を踏まえて以下のように設定しました。

なお、『ニーズ調査結果から推計する方法』と平成27年度以降の各事業の『事業実績から推計する方法』があり、本市は各事業の特性に応じて国の手引きに基づき、いずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を設定します。

■国の手引き

- ア) 第一期の市町村支援事業計画の作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日内閣府）
- イ) 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出の考え方（改訂版）（平成31年4月23日）

■地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業	量の見込みを算出する事業①～⑬
	① 利用者支援事業
	② 地域子育て支援拠点事業
	③ 妊婦健康診査
	④ 乳児家庭全戸訪問事業
	⑤ 養育支援訪問事業
	⑥ 子育て短期支援事業
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業
	⑧ 一時預かり事業（幼稚園型以外）、（幼稚園型）
	⑨ 延長保育事業
	⑩ 病児・病後児保育事業
	⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	量の見込みの算出は不要な事業⑫～⑬
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域子ども・子育て支援事業（13 事業）

（1）利用者支援事業

利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行う事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

1 市町村当たりの箇所数は令和元年 10 月 1 日時点 0 歳から 5 歳の人口を 1 万人で除して得られた数を上限とします。（1 万人未満切り上げ）

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえつつ、事業実績や関係施設（子育て世代包括支援センター）整備に関する市の方針に基づき、量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基く推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	○

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策》

区 分	実績	第2期計画				
	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①事業実績等に基づく量 の見込み (実施箇所数／か所)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 確保 方策	基本型・特定型					
	母子保健型	—	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所



（2）地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業です。

《量の見込みの推計の考え方》

本市では現在、本事業を子育て支援センター4 か所で実施しています。各地域1 か所ずつあることから、今後新たに設置することはないと見込まれます。

本事業は、量の見込みの推計にあたり、ニーズ調査結果に基づく推計と事業実績に基づく推計の両方を実施しており、今回のニーズ調査において量の見込みが平成30年度と比較して極端に少ないのは、ニーズ調査実施において長子の子どもを優先して配布を行ったためと考えられます。

《第2期計画で採用する推計方法》

本事業の量の見込みは、上記の推計の考え方を踏まえつつ、事業実績や関係施設の整備に関する市の方針に基づき、量の見込みを設定します。

ニーズ調査結果（国の手引きに基づく推計）	
事業実績や市の方針（事業実績に基づく市の独自推計）	○

《第2期計画期間の量の見込みと確保方策》

区 分		実績	第2期計画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①事業実績等に基づく量の見込み （年間延利用／人日）		4 か所 4,538 人	4 か所 4,500 人	4 か所 4,450 人	4 か所 4,400 人	4 か所 4,350 人	4 か所 4,300 人
②確保 方策	実施か所数	—	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	年間延利用	—	4,500 人	4,450 人	4,400 人	4,350 人	4,300 人